

第 2 7 1 回長崎県私立学校審議会会議結果

1. 日 時

令和 8 年 2 月 1 0 日 (火) 1 4 時 0 0 分 ~ 1 6 時 1 0 分

2. 場 所

長崎県庁 3 階 3 1 1 会議室

3. 出 席 者

牛島会長、菅沼副会長、福谷委員、松島委員、内田委員、
重信委員、渡川委員、牧山委員、渡辺委員、岩永委員 計 1 0 名

4. 議 題

諮問事項に係る審議

- (1) 「長崎玉成高等学校」の収容定員に係る学則の変更
- (2) 「向陽高等学校」の福祉学科及び保育学科の廃止
- (3) 「こころ未来高等学校 (広域通信制) 」の学則の変更
- (4) 「みのりが丘幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (5) 「桜の聖母幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (6) 「諫早純心幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (7) 「向陽幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (8) 「長崎女子短期大学附属幼稚園」の廃止
- (9) 「進徳幼稚園」の廃止
- (10) 「認定こども園大浦信愛幼稚園」の廃止
- (11) 「小江原ひかり幼稚園」の廃止
- (12) 島原活水幼稚園の閉鎖命令
- (13) 学校法人 島原活水学園の解散命令

5. 会議結果

諮問事項に係る審議

- (1) 「長崎玉成高等学校」の収容定員に係る学則の変更
〔認可申請の趣旨〕

ペット飼育頭数が増加する一方で、動物福祉などの社会問題が顕在化している現状を踏まえ、基礎知識を学び、関連企業への就職や専門性を深める進学を目指すことができる環境を整備することを目的として、普通科に「どうぶつ愛育コース (仮称) 」を設置し、併せて普通科の収容定員を 60 名増員し、210 名に変更する旨の変更申請がなされたものである。

○ 変更の時期：令和 9 年 4 月 1 日

〔審議結果〕変更後の収容定員数や動物の飼養環境等について、さらに精査する
必要が生じたため、継続審議となった。

(2) 「向陽高等学校」の福祉学科及び保育学科の廃止

〔認可申請の趣旨〕

入学者の減少に伴い、令和6年4月1日から募集を停止していた福祉科及び
保育科について、令和8年3月2日をもって、保育科3年18名、福祉科3年28
名が卒業見込みのため、学科の廃止の申請がなされたものである。

○変更の時期：令和8年4月1日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

(3) 「こころ未来高等学校（広域通信制）」の学則の変更

〔認可申請の趣旨〕

日本の大学進学を希望し高等学校卒業資格を目指す生徒や、日本国内在住の
外国籍生徒に対して、学習機会を確保するため、通信教育を行う区域に以下
を追加する。

中国、ベトナム、ミャンマー、インドネシア、マレーシア、ブラジル
教育環境の更なる充実を図るため、面接指導等実施施設を以下のとおり追加
する。

「こころ未来高等学校三島キャンパス」に教室の追加

「学校法人国際志学園 九州医療スポーツ専門学校第二校舎」の追加
学習等支援施設「夢未来高等学院諫早校」の運営法人の変更

○変更の時期：令和8年4月1日

〔審議結果〕 の通信教育を行う区域の追加について、さらに精査する必要が生
じたため、継続審議となった。

、 については原案のとおり承認された。

(4) 「みのりが丘幼稚園」の収容定員に係る園則の変更

(5) 「桜の聖母幼稚園」の収容定員に係る園則の変更

(6) 「諫早純心幼稚園」の収容定員に係る園則の変更

(7) 「向陽幼稚園」の収容定員に係る園則の変更

〔認可申請の趣旨〕

平成27年4月の「子ども・子育て支援法」施行に伴い、子ども・子育て新制
度が開始され、幼稚園、保育所及び認定こども園における共通した財政支援であ
る施設型給付制度が創設された。

子ども・子育て新制度に移行した施設は、施設型給付費の算定基礎として利用

定員を設定することになるが、適正な給付には実員に見合った利用定員の設定が必要であり、利用定員と認可定員は原則として一致することとされている。

利用定員については、設定権者である市町と各施設が協議のうえ定めるが、近年の園児数の状況及び今後の見込みを踏まえ、新制度移行に伴い利用定員の新規設定を予定している 1 施設及び利用定員の減を予定している 3 施設について、収容定員を減員する旨の園則の変更申請がなされたものである。

○変更の時期：令和 8 年 4 月 1 日

〔審議結果〕原案のとおり全て承認された。

(8) 「長崎女子短期大学附属幼稚園」の廃止

(9) 「進徳幼稚園」の廃止

〔認可申請の趣旨〕

平成 24 年 8 月に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、認定こども園法という。）」が改正され、認定こども園の 4 つの累計のうち、幼保連携型認定こども園については、教育・保育の提供を一体的に行うとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的として設置される新たな認可施設として位置づけられた。

このことにより、新たに幼保連携型認定こども園を設置（移行）する幼稚園においては、現行の学校教育法に基づく幼稚園を廃止する必要がある。

このたび、上記の幼稚園について、認定こども園法に基づく新たな幼保連携型認定こども園を設置（移行）するため、廃止の申請がなされたものである。

○変更の時期：令和 8 年 3 月 31 日

〔審議結果〕原案のとおり全て承認された。

(10) 「認定こども園大浦信愛幼稚園」の廃止

〔認可申請の趣旨〕

当園は、園児数の減少等により、法人が理想とする教育・保育提供体制の維持が困難となったため、廃止の申請がなされたものである。

園児については、同法人が運営する「認定こども園長崎信愛幼稚園」、もしくは近隣園への転園が予定されている。

教職員については、希望者は同法人が運営する「認定こども園長崎信愛幼稚園」への移籍、その他の教職員については、他園への転職及び退職が予定されている。

○変更の時期：令和 8 年 3 月 31 日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

(11) 「小江原ひかり幼稚園」の廃止

〔認可申請の趣旨〕

当園は、園児数の減少等を理由に平成 25 年度末から休園していたが、再開の
目途がたたないため廃止の申請がなされたものである。

○変更の時期：令和 8 年 3 月 31 日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

(12) 島原活水幼稚園の閉鎖命令

(13) 学校法人 島原活水学園の解散命令

〔解散（閉鎖）命令検討の趣旨〕

平成 29 年度以降、理事長とも連絡がとれず、幼稚園及び法人の活動実態がな
い中、法人格の不正利用等の二次被害等を防止するためにも、法人格を存続させ
るべきではないとの考えにより解散命令等を検討するものである。

○解散（閉鎖）命令の時期：令和 8 年 3 月中

〔審議結果〕原案のとおり全て承認された。